

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定（障害福祉課）	一
○都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課）	一
○右 同（下水道課）	一
〈公 告〉	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）	二
○平成十七年度全期技能検定の実施（雇用労政課）	二
○平成十七年度前期技能検定の実施	三
（雇用労政課）	
○開発行為に関する工事の完了（建築課）	六
〈教育委員会規則〉	
○奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会公告）	七
○平成十七年度奈良県警察官A・B I採用試験の実施（監査委員会公告）	八
○監査結果公告	一三

告 示

奈良県告示第五百五十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
岸本精一	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目二番五九号	眼科（視覚障害）	平成十七年二月十八日

奈良県告示第五百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 施行者の名称
大和高田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画道路事業三・五・七〇四号 本郷大中線
- 三 事業施行期間
変更後の事業施行期間 平成十七年十一月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
平成十七年十一月奈良県告示第三百九十九号のとおり

奈良県告示第五百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 施行者の名称
河合町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業河合町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十五年十二月十九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

(1) 昭和五十五年十二月奈良県告示第六百九号、昭和五十七年十二月奈良県告示第四百八十五号、昭和六十一年三月奈良県告示第八百四十六号、平成元年七月奈良県告示第二百七号、平成四年八月奈良県告示第三百三十六号、平成七年十一月奈良県告示第五十九号及び平成十二年十月奈良県告示第二百八十三号の事業地に河合町大字穴間北合地内、大字西穴間トウノフケ、カナヤ地内、大字大輪田字樋尻、字柏原、字西谷地内、大字佐味田字ホツ池、字墓山、字石塚地内、大字池部字堂塚地内、大字川合神宮寺、森ノ下、小島地内、大字長楽坊の西地内、大字山坊字良歆谷、字轡池谷及び字池谷地内を加える。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 申請のあった年月日

平成十七年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マール

三 代表者の氏名

一軸さゆり

四 主たる事務所の所在地

奈良市西大寺赤田町二丁目四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域在住の知的障がいをもつ者やその家族などに対して、日常生活における良いケアに関する事業や地域住民との交流に関する事業を行い、障がいをもつ者一人一人が社会参加をすることにより生きがいを持ち、ノーマライゼーションを実現できるような社会づくりに寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条に規定する技能検定（全期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 実施する検定職種及びその等級

基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装、工業包装

二 実施期日及び実施場所等

1 実施期日

(一) 実技試験

平成十七年四月一日（金）から平成十八年三月三十一日（金）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

3 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇一八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二一二四一四二二七

3 受付期間

随時受け付けます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。

(二) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。

(三) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

(四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会が書面で通知します。

2 技能検定合格証書等の交付

基礎二級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

五 その他

1 本公告の基礎二級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「習得技能等の認定」に活用されるものです。

2 技能検定について不明な点は、奈良県商工労働部雇用労政課能力開発グループ又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条に規定する技能検定（前期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成十七年三月一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業、精密器具製作作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業、電子機器組立（電子機器組立て作業）、電気機器組立（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作业）、建具製作（木製建具手加工作业）、製版（プロセス製版カラスキャナ

<p>(一) 印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>2 三級</p> <p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>3 単一等級</p> <p>製麺(手延べそうめん類製造作業)</p> <p>二 実施期日及び実施場所等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(一) 実施期日</p> <p>平成十七年六月十三日(月)から同年九月十一日(日)までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。</p> <p>(二) 実施場所</p> <p>別途奈良県職業能力開発協会から通知します。</p> <p>(三) 問題の公表</p> <p>実技試験の問題は、平成十七年六月六日(月)以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者あて送付します。(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。)</p> <p>(四) 手数料</p> <p>検定職種ごとに次のとおりです。</p>	<p>(一) 印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>2 三級</p> <p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>3 単一等級</p> <p>製麺(手延べそうめん類製造作業)</p> <p>二 実施期日及び実施場所等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(一) 実施期日</p> <p>平成十七年六月十三日(月)から同年九月十一日(日)までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。</p> <p>(二) 実施場所</p> <p>別途奈良県職業能力開発協会から通知します。</p> <p>(三) 問題の公表</p> <p>実技試験の問題は、平成十七年六月六日(月)以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者あて送付します。(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。)</p> <p>(四) 手数料</p> <p>検定職種ごとに次のとおりです。</p>
<p>1, 2級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業、精密器具製作作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、製版(プロセス製版カラースキヤナ)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、製麺(手延べそうめん類製造作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p>	<p>1, 2級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンター作業、精密器具製作作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、製版(プロセス製版カラースキヤナ)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、製麺(手延べそうめん類製造作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>一万五千七百円</p>
<p>1, 2級 婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)</p>	<p>一万三千元</p>

<p>3級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシンニングセンター作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）</p>	<p>一万五千七百円 ※（一万五百円） ※（ ）内の金額は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の訓練生（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）及び高等学校・短期大学・大学・専修学校若しくは各種学校等の在校生が3級を受検する場合の受検手数料。</p>
<p>2 （一） 学科試験 実施期日</p> <p>検定職種 三級園芸装飾（室内園芸装飾作業）、三級造園（造園工事作業）、三級機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシンニングセンター作業）、三級仕上げ（機械組立仕上げ作業）、三級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、三級広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、</p>	<p>実施期日 平成十七年七月三十一日 （日）</p>
<p>一級、二級及び三級写真（肖像写真作業）</p>	<p>三級フラワー装飾（フラワー装飾作業） 一級及び二級造園（造園工事作業）、一級及び二級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、製麺（手延べそうめん類製造作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、三級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業） 一級及び二級園芸装飾（室内園芸装飾作業）、一級及び二級機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、ボール盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシンニングセンター作業、精密器具製作作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、一級及び二級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、一級及び二級内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業）、一級及び二級広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業）</p>
<p>（水） 平成十七年八月三十一日</p>	<p>平成十七年八月二十八日 （日）</p>

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、一級及び二級仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、製版（プロセス製版カラスキヤナ）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、表装（表具作業、壁装作業）、一級及び二級フラーワール装飾（フラーワール装飾作業）

平成十七年九月四日（日）

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 手数料 三千百円

三 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(三) 手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇一八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二一四一四二二七

3 受付期間

平成十七年四月四日（月）から同月十五日（金）まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）の用紙及び受検案内は、奈良県職業能力開発協会等で配布します。

(三) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申

請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限られ、受け付けます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

金属熱処理及び写真職種を除く三級職種については平成十七年八月三十日（火）に、それ以外の職種については平成十七年十月四日（火）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から平成十七年十月四日付けの書面（金属熱処理及び写真職種を除く三級職種については、平成十七年八月三十日付け、それ以外の職種については平成十七年十月四日付け）で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県商工労働部雇用労政課能力開発グループ又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十七年三月一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号
平成十六年十一月九日第七四―一―二三号
二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日第六一八四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日第三九三二号
三 開発区域に含まれる地域

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市東竹田町四一五番地ノ一及び五五四番地ノ三
橿原市八木町一丁目一番一八号
橿原市長 安曾田豊

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 橿原市東竹田町四一五番地ノ一の一部

一 許可番号
平成十六年十二月十日第七四―一―四四号
平成十七年二月七日第七四―一―四四―一号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十一日第六一八三号
三 開発区域に含まれる地域

生駒市小明町一三三五番地ノ一九、一三四〇番地、一三四一番地、一三四二番地、
一三四三番地、一三四六番地ノ一、一三四六番地ノ二、一三四六番地ノ七、一五五〇
番地ノ一、一五五〇番地ノ七、一五五〇番地ノ八、一五五〇番地ノ九、一五五三番地
ノ一、一五五三番地ノ五、一五五三番地ノ六、一五五三番地ノ七、一五五三番地ノ八、
一五五三番地ノ九、一五五三番地ノ一二及び二二〇三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府四條畷市大字下田原二八五番地ノ一
前田博司 前田富士子

教育委員会規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月一日

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会
規則第八号）の一部を次のように改正する。

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

別表第二中

同 西の京養護学 校	同 西の京養護学 校	同 西の京養護学 校
小学部 中学部 高等部	小学部 中学部	小学部 中学部 高等部
産業		産業

を

同 奈良東養護学 校	同 奈良東養護学 校	同 奈良東養護学 校
小学部 中学部 高等部	小学部 中学部 高等部	小学部 中学部 高等部
普通、産業		普通

に改める。

校		
---	--	--

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二に規定する奈良県立西の京養護学校の小学部、中学部及び高等部の産業科、奈良県立七条養護学校の小学部、中学部及び高等部の普通科並びに奈良県立西の京養護学校成美学寮分校の小学部及び中学部に在学している者は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第二に基づく奈良県立奈良東養護学校の小学部、中学部及び高等部の普通科及び産業科並びに奈良県立奈良東養護学校成美学寮分校の小学部及び中学部に在学しているものとする。

人事委員会公告

平成17年度奈良県警察官A・BI採用試験を次のとおり実施します。

平成17年3月1日

奈良県人事委員長 豊 澤 安 男

平成17年度奈良県警察官A・BI採用試験案内

平成17年3月1日

奈良県人事委員会

奈良県警察本部

受付期間 <郵 送>平成17年3月17日(木)～4月7日(木)

<インターネット>平成17年3月17日(木)～3月31日(木)

第1次試験日 平成17年5月8日(日) <教養試験・選択科目試験・論文試験>

平成17年5月15日(日) 又は5月22日(日) <体力検査>

平成17年度奈良県警察官A・BI採用試験を次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定人員等

--	--	--

試験職種	採用予定人員	採用予定人員	職務内容
警察官A(男性)	46人程度	平成17年10月1日採用 又は平成18年4月1日採用	奈良県警察官(巡査)として奈良県警察本部又は奈良県内の各警察署などに勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のための職務に従事します。
警察官A(女性)	4人程度	平成18年4月1日採用	
警察官BI(男性)	10人程度	平成17年10月1日採用	

※ 採用予定人員は、現時点での見通しですので、変更になることがあります。

2 受験資格

警察官A (男性・女性)	警察官BI (男性)	受験資格	職務内容
警察官A (男性・女性)	警察官BI (男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人、又は平成18年3月末日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
		A以外の人 ただし、学校教育法による高等学校を平成18年3月末日までに卒業見込	昭和51年4月2日から昭和62年10月1日までに生まれた人

みの人を除く

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人
 - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

警察官A採用試験については、今年度は今後実施の予定はありません。
 警察官A以外の人を対象とした警察官Bの採用試験は、今回は警察官B I（男性）のみの実施ですが、さらに本年9月に警察官B I・II（男性）と警察官B I・II（女性）として実施を予定しています。ただし、今回警察官B I（男性）を受験された場合には、B I・II（男性）は受験できません。
 （注）警察官B IIとは学校教育法による高等学校を平成18年3月末日までに卒業見込みの人が対象です。

3 試験日時・試験会場・合格者発表

試験	試験日時	試験会場	合格者発表
教養試験 選択科目 試験 論文文試	5月8日（日） 集合時間 午前8時30分 試験開始 午前9時30分	• 県立二階堂高等学校 天理市荒蒔町1 00-1 • 奈良県立大学	6月2日 （木）午前 9時

第1次	試験	試験終了 午後2時50分ごろ	奈良市船橋町1 0 • 奈良県警察学校 奈良市今市町5 85	(予定)	奈良県庁 及び奈良 県奈良総 合庁舎（ 奈良市大 森町）に 合格者の 受験番号 を掲示す るほか、 合格者に 通知しま す。
体力検査	午後8時00分 試験開始 午前8時30分 試験終了 午後0時30分 ごろ	集合時間 午後1時30分 試験開始 午後2時00分 試験終了 午後6時00分 ごろ			
第1次試験合格者について、警察本部第二庁舎（奈良市柏木町119-2）又は奈良県警察学校（奈良					

奈良県警察

第2次試験	市今市町585) で実施します。(詳細については、第1次試験合格者に通知します。)		8月12日(金)午 前9時 (予定)
	身体検査 適性検査	6月15日(水)～17日(金)のうち指定する1日	
	口述試験	7月13日(水)～21日(木)のうち指定する1日	

- ※ 第1次試験会場及び体力検査の日は、上記のうちいずれかを受験票で指定します。変更することはできません。
 - ※ 第1次試験合格通知書が、6月9日(木)までに到着しない場合は、奈良県人事委員会事務局まで連絡してください。
 - ※ 第1次試験合格通知書で指定された第2次試験の日は、変更することはできません。
- 4 試験の方法

試験	種目	内容
第1次試験	教養試験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。40題出題で全問解答です。 ※Aは大学卒業程度 B Iは高校卒業程度 (1時間40分)
		出題分野 社会科学、人文科学、自然科学、人権関連、判断推理、数的推理、資料解釈等
第2次試験	選択科目試験	漢字・文章理解、英語、情報処理、柔道及び剣道の中から1科目を選択して行います。希望する科目を申込み時に選択してください。

1次試験	内容	時間
漢字・文章理解	漢字の読み書きについて、記述式による筆記試験(40題)及び文章理解について、択一式による筆記試験(10題)を行います。 ※Aは大学卒業程度 B Iは高校卒業程度	(1時間)
英語	英語の能力について、択一式によるリスニングテスト(10題)及び択一式による筆記試験(10題)を行います。 ※Aは実用英語技能検定2級程度 B Iは実用英語技能検定準2級程度	(10分)
情報処理	情報処理の能力について、択一式による筆記試験(20題)を行います。 ※Aは基本情報技術者試験以上程度 B Iは基本情報技術者試験程度	(20分)
柔道	柔道の技能について、実技試験を行います。 ※Aは柔道三段程度 B Iは柔道二段程度	(1時間)
剣道	剣道の技能について、実技試験を行います。 ※Aは剣道三段程度 B Iは剣道二段程度	(1時間)
論文試験	警察官として必要な思考力・表現力などについて、筆記試験を行います。 ※A	(1時間)

第2次試験	作文試験	警察官として必要な表現力などについて、筆記試験を行います。 ※BI
	体力検査	職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。
第2次試験	身体検査	職務遂行上必要な身体（体格及び健康状態）及び運動機能等を有するかどうかを検査します。
	適性検査	警察官として必要な素質及び適性を有するかどうかを検査します。
	口述試験	主として人物及び警察官となるに適するかどうかについての個別面接による試験を行います。

※ 第1次試験のうち、選択科目試験は、漢字・文章理解、英語、情報処理、柔道及び剣道の中から、1科目を選択して行います。

必ず受験申込み時に希望する科目を選択してください。選択がない場合は、受けません。

なお、受付後の変更は認めません。

※ 教養試験又は選択科目試験の成績が一定基準に達しない場合は、論文試験又は作文試験は採点されません。

体力検査の内容

検査項目	腕立て伏せ、上体起こし、握力、立ち幅とび、20mシャトルラン
------	--------------------------------

身体検査の基準及び内容

職種	警察官A・BI (男性)	警察官A (女性)
----	--------------	-----------

身長	160cm以上であること	155cm以上であること
胸囲	おおむね78cm以上であること	
体重	おおむね47kg以上であること	おおむね45kg以上であること
視力	両眼とも裸眼視力がおおむね0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること	
色覚	正常であること	
健康状態・運動機能	胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患、運動機能、その他について	
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること	

5 受験手続

申込用紙の請求方法	配布場所	封書で「警察官A (男性) 請求」などと希望職種を朱書し、90円切手をはった、郵便番号、住所、氏名を明記した返信用封筒 (長形3号 [23.5cm×12cm]) を同封して、奈良県人事委員会事務局及び交番・駐在所
-----------	------	--

<p>請求 局又は奈良県警察本部警務課へ請求してください。なお、パンフレットも希望の場合は、200円切手をはった返信用封筒(角形2号[3.3cm×2.4cm])を同封してください。</p>	<p>受付 期間 3月17日(木)～3月31日(木) ただし、3月17日(木)は午前9時から、3月31日(木)は午後5時までに到着したものを受付けます。 ※審査終了のメールが4月4日(月)までに到着しない場合には、4月5日(火)又は4月6日(水)に奈良県人事委員会事務局まで照会してください。 ※申込期間中にサーバーがメンテナンスにより停止している場合には、入力する日を変更するか、郵送により申し込んでください。 ※ 持参による受付はしていませんので、郵送またはインターネットで申し込んでください。</p>
<p>《郵送による場合》 所定の申込書及び受験票に必要な事項を記入し、<u>受験票に写真をはらないで奈良県人事委員会事務局あてに必ず簡易書留又は配達記録で郵送してください。</u> 【受験申込先】 奈良県人事委員会事務局 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎内</p> <p>申込方法 ※ 郵便による場合は、封筒の表に必ず「警察官A(男性)受験」などと受験職種を朱書きし、受験票のはがきに郵便番号、住所、氏名を明記し必ず50円切手をはってください。 なお、試験当日には、受験票に写真(最近3か月以内に撮影した上半身脱帽正面向縦5cm、横4cmのもの)をはって持参してください。 《インターネットによる場合》 県人事委員会ホームページ(http://www.prel.nara.jp/jinji-c/) 「職員採用試験情報」からアクセスしてください。</p>	<p>6 採用など (1) 採用 人事委員会は、第2次試験合格者を試験職種ごとの奈良県警察官採用候補者名簿に成績順に登載し、警察本部長の請求に応じて採用候補者を成績順に提示し、警察本部長が採用者を決定します。 なお、Aの平成17年10月1日採用者は、平成17年9月末日までに大学を卒業している人の中から決定します。 採用候補者名簿は、原則として1年間で有効です。 ただし、Aについて大学を卒業する見込みで受験した人は、平成18年3月末日までに卒業した場合に限ります。</p> <p>(2) 採用時教養 採用者は奈良県巡査に任命され、奈良県警察学校へ入校し、Aについては6か月間、BIについては10か月間、法学・実務など警察官として必要な研修を受けたあと、希望・適性などを考慮して県内の警察署などに配属されます。 警察学校では、柔道・剣道などの術科教養も行われますが心身の錬成を目的としていますので、初心者でも何ら心配はありません。</p> <p>(3) 昇進 昇進は、公正な試験によって行われ、本人の努力次第で上級幹部への昇進の道が開かれています。</p>
<p>《郵送による場合》 期間 3月17日(木)～4月7日(木)(4月7日消印有効) なお、受付期間前に到着した場合は受付できませんのでご注意ください。 ※4月14日(木)までに受験票が到着しない場合は、奈良県人事委員会事務局まで照会してください。 《インターネットによる場合》</p>	<p>申込</p>

7 給与などの待遇
 (1) 給与
 なお、大学、短期大学卒業者は、昇任試験の受験資格年限が短縮されます。

給与は、警察官の職務の特殊性から、公務員の中でも優遇されています。警察学校入校中及び卒業後の現行の月平均給与（税込み）は、次表のとおりです。

（平成17年3月1日現在）

	警察学校入校中の月平均給与 （税込み）	警察学校卒業後の月平均給与 （税込み）
A	約201,500円	（採用6か月後） 約243,500円
B I	約168,200円	（採用10か月後） 約206,100円
	約182,700円 （短大卒）	約222,400円 （短大卒）

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、平成18年3月31日まで、給料の2%が減額されます。

なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

(2) 被服

制服・制帽のほか、制服用ワイシャツ、手袋、靴などが支給されます。

(3) 住宅

警察学校入校中は全寮制（個室）で、卒業後は独身寮や職員住宅の設備があります。

8 その他

(1) 試験当日は、次の物を必ず持参してください。

- ① 教養試験・選択科目試験・論文試験当日（5月8日）

- 筆記具、昼食、県立二階堂高等学校及び警察学校での受験者は上ばき（スリッパなど）・下ばき入れ（ビニール袋など）
- 選択科目試験で、柔道を選択した人は柔道着を、剣道を選択した人は剣道着・防具・竹刀

② 体力検査当日（5月15日又は22日）

運動のできる服装（Tシャツ・ショートパンツ）、体育館シューズ、上ばき（スリッパなど）及び下ばき入れ（ビニール袋など）

(2) 県人事委員会ホームページ（<http://www.prel.nara.jp/jinji-c/>）及びブракナクス奈良県（0742-26-4194〈ボックス番号4105〉）により受験申込状況等の情報を提供します。なお、合格発表後2週間、合格者番号を提供します。

(3) 県人事委員会ホームページに教養試験の例題及び論文の課題例を掲載します。また、県政情報センター（県庁舎東棟1F）において閲覧できます。

(4) この試験の受験者は、合格発表の日から1月間（第1次試験合格者は第2次試験の合格発表の日から1月間）試験の結果（総合得点及び順位）について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、午前9時から午後5時までの間に人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しておりません。）

各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても不合格となる場合があります。

副知事公報

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき監査請求について、同条第4項の規定により、監査を行い、その結果を平成17年2月18日に請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成17年3月1日

<p>第1 監査の請求</p> <p>1 請求人 大 倉 潔 奈良県監査委員 中 島 實 男 奈良県監査委員 山 本 進 章 奈良県監査委員 中 野 雅 史</p> <p>住所 檳原市白樫町3-11-13-303</p> <p>氏名 中家 昌明 ほか15名</p> <p>2 請求書の提出 平成16年12月21日</p> <p>3 請求の要旨 本件請求の要旨は次のとおりであった。</p> <p>社団法人まちづくり国際交流センター（以下 国際交流センター という）が平成15年10月31日に提出した留学生宿舍建設事業補助金交付の事業計画変更承認申請（以下 変更承認申請 という）に対して、平成15年12月25日 奈良県指令国際第179号にて奈良県が変更内容を承認した処置について、次の理由により取り消しを求める。</p> <p>また、同様の理由により平成13年10月29日 奈良県指令国際第255号の条件に違反しており、交付した留学生宿舍建設事業補助金の返還を求める。</p> <p>(1) 平成15年10月31日に国際交流センターから提出された変更承認申請には事実と異なつた虚偽の理由が記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1階の食堂および補食堂を情報交流スペース及び事務所に変更の理由に關して <p>「現在食堂・補食堂の利用者が無く」とされているが、平成15年3月27日に提出した住民監査請求でも述べているように、国際交流センターは開館当初よりその場所に事務所を配置していた。また、業務時間以外の夜間や休日にはその場所は施錠されており留学生在が自由に立ち入れる状態になつていなかった。開館当初より留学生在が自由に立ち入り料理をしたり、食事ができる場所として提供されていない状態を続けながら、「利用者が無く」とは詭弁である。</p>	<p>また「留学生宿舍の管理をする事務所」となっているが、実質的には国際交流センターが行っている各種事業を運営するための事務所として設置・運用されている。また同場所において、理事長が関係する「特定非営利法人大和まほろばNPOセンター」並びに「奈良自然と環境を考える会」の事務所業務も実質的に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1階の喫煙室・倉庫、5階の倉庫を情報交流スペースに変更の理由に關して <p>「留学生のための情報交流スペース、留学生在が利用・関与する講座や地域住民との交流に使用」となっているが、これもまた詭弁である。</p> <p>平成15年3月27日に提出した住民監査請求で述べているように、国際交流センターは開館当初よりこれらのスペースを補助金申請理由に違反して、「国際理解講座」という名の有料で行う語学講座やプライベート語学教室の会場として使用しており、平成15年度には年間約2千5百万円の授業料収入を得ている。</p> <p>今回の変更承認申請は、開館当初より行われていたこれらの違反行為を補助金申請目的に合致していたかのようにカモフラージュするのみならず、この補助金目的に反した使用の違反行為を正当化して、今後も継続して使用できるようにするものである。</p> <p>留学生宿舍（奈良県国際交流センター）の補助金交付目的外使用について、平成15年5月20日 監第26号において「本件宿舍については、本件センターが準備期間中の活用であるとして本件建設事業補助金に係る交付決定の内容と異なる使用を行つていたこと及び現在もなお同様の状況の部分があることを真摯に受け止め、本件センターに対し、本件要綱の趣旨に則して管理運営にあたるよう指導監督を徹底されたい。」と確認されている。</p> <p>ところが監査結果が出された後も、国際交流センターは留学生在宿舍（奈良県国際交流センター）の使用実態を改善することを行わず、逆に目的外使用を正当化するために虚偽の理由を付けて変更承認申請を提出した。</p> <p>(2) 奈良県国際課（当時）は留学生宿舍（奈良県国際交流センター）の補助金交付目的外使用に對して調査及び指導監督を行わずに変更承認申請を承認した。平成15年5月20日 監第26号の監査結果に記述された「本件宿舍につ</p>
---	---

いては、本件センターが準備期間中の活用であるとして本件建設事業補助金に係る交付決定の内容と異なる使用を行っていたこと及び現在もなお同様の状況の部分があることを真摯に受け止め、本件センターに対し、本件要綱の趣旨に則して管理運営にあたるよう指導監督を徹底されたい。」に対応する処置などを平成15年5月23日に奈良県国際課に開示請求した。そして平成15年4月3日 国際第2号「留学生宿舍の使用状況と今後の対処方針について」の文書を国際交流センターに発送し、留学生宿舍が正常に運用されるよう指導していくとの情報開示を受けた。その席において、この調査をされ、現状を十分に把握され、適切な指導を行ってもらうよう強く要請した。しかし、平成16年2月6日変更承認申請の承認について説明を受けた際に、平成15年4月3日 国際第2号「留学生宿舍の使用状況と今後の対処方針について」の調査結果の提示を要請したが、奈良県国際課課長（当時）より「国際交流センターから回答が無く、その後報告を要請しなかったので、そのような文書は存在しない。」との説明があった。また、それ以外にも留学生宿舍の使用状況を調査したことを示すものは何一つ提示されなかった。調査結果で示された「本件建設事業補助金に係る交付決定の内容と異なる使用を行っていたこと及び現在もなお同様の状況の部分があること」、これを適正に改善させる努力を怠り、なおかつ変更承認申請時においても留学生宿舍の使用状況把握を怠り、変更承認申請を承認したことは、奈良県国際課（当時）の怠る事実である。

以上のことから、国際交流センターは虚偽の理由を付けて変更承認申請を提出し、奈良県国際課（当時）は留学生宿舍の使用実態を十分に調査・確認すること無く承認したことは明らかである。

監査委員の皆様におかれましては、本件の留学生宿舍（奈良県国際交流センター）を視察され、留学生とはまったく関係のない「国際理解講座」など国際交流センターの事業に使用されている状況をご確認いただきますよう要請します。

本件の留学生宿舍（奈良県国際交流センター）は、日本国際教育協会 留学生宿舍建設奨励事業実施要項の第2条3項及び5項ならびに奈良県 留学生宿舍建設事業補助金交付要綱の第3条により、「留学生専用居室部分及び共用部分の建設等に要する経費」の3分の1を国から、12分の1を奈良県から補助を受けて

建設された留学生が生活するための建物である。留学生宿舍（奈良県国際交流センター）の全館すべては、留学生が日常生活を過ごすために使用されるスペースであり、留学生の生活を支援するスペースである。それ以外への使用は国ならびに奈良県の補助金交付目的に違反したものである。

国際交流センターが、留学生利用以外の営利的な自主事業で留学生宿舍（奈良県国際交流センター）を使用することは開館当初より行われており、平成15年5月20日 監第26号の監査結果を受けてもまったく改善されおらず、補助金交付の条件に違反していることは明らかである。

平成15年12月25日 奈良県指令国際第179号にて奈良県が行った変更承認申請に対する承認を取り消し、奈良県指令国際第255号の記3に準じて留学生宿舍建設事業補助金（10,325,000円）の返還を命じる厳正な措置を講じることを求めるものである。

第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成17年1月25日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、請求人から新たな証拠の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

本件請求については、法第242条第1項の規定により、平成13年度に社団法人まちづくり国際交流センター（以下「本件センター」という。）に対して交付された留学生宿舍建設事業補助金（以下「本件補助金」という。）の交付決定を取り消して返還請求を行うことを果が違法不当に怠っているかどうかについて監査を実施した。

3 監査対象部局

奈良県企画部

4 事実の確認

監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査及び職員か

<p>らの事情聴取を行った結果、以下の事実を確認した。</p> <p>(1) 本件補助金について</p> <p>留学生宿舍建設事業補助金は、「留学生宿舍建設事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、留学生等に良質で低廉な留学生宿舍を提供するため、留学生宿舍建設に係る経費について、予算の範囲内で交付されるものである。そして、補助対象経費については、原則として、留学生専用居室部分及び共用部分の建設等に要する経費とされており、また、交付要件として、本件センターが行う宿舍建設事業が財団法人日本国際教育協会（現在は、独立行政法人日本学生支援機構。以下「協会」という。）の留学生宿舍建設奨励金（以下「建設奨励金」という。）の補助対象であり、かつ、地元市町村の助成があることとされている。</p> <p>本件補助金については、平成13年10月29日に交付決定がなされ、平成14年3月30日に宿舍建設事業が完了したことを受け、同年5月29日、本件センターに対し、10,325,000円が交付された。</p> <p>また、本件補助金の交付を受けて建設された留学生宿舍（以下「本件宿舍」という。）の当初の使用内容については、本件補助金の交付決定において、1階は食堂及び補食堂等共用部分、2～4階は留学生専用居室部分、5階は倉庫及び屋上部分とされていた。</p> <p>(2) 前回の住民監査請求に係る監査結果の通知から事業計画の変更承認に至るまでの経緯について</p> <p>本件補助金については、平成15年3月27日付けの住民監査請求に係る監査結果を同年5月20日監第26号により通知しており、その中で、本件宿舍において本件補助金の交付決定の内容と異なる使用がなされていた点について、県に対し、交付要綱の趣旨に則して管理運営にあたるよう本件センターの指導監督を徹底することを求めたところである。</p> <p>当該監査結果の通知を受けてなされた指導の結果、当初、居室部分である2階に入居していた特定非営利活動法人大和まほろばNPOセンター、橿原市国際交流協会及び社団法人まちづくり国際交流センターの事務所が退去したことが確認された。また、居室部分については、本来の入居対象のみに改められ、留学生の入居が促進された（平成15年6月29日現在、15室中12室が入居済み）。</p>	<p>なお、前回監査時には、本件宿舍の管理事務所が2階から1階共用部分に移転され、2階で行われていた留学生に利用されない「多文化理解・語学講座」についても、その実施場所が本件宿舍以外とされたことが確認されている。</p> <p>このような指導監督の過程の中で、平成15年8月26日に本件センターから1階及び5階の使用内容について事業計画変更承認申請書が提出されたが、県は、添付書類等の内容が不備であったため受理せずに、以降、申請内容について、留学生宿舍としての機能がより確保できる計画変更への指導を行った。</p> <p>併せて、本件補助金については本件宿舍の建設事業が協会の建設奨励金の交付対象であることが交付要件であることから、本件センターは、協会に対しても変更承認申請書を提出し、計画変更の内容について、県とともに協会との協議を行った。</p> <p>この協議中の平成15年10月31日に、再度、県に対して事業計画変更承認申請書が提出された。その申請内容は、1階の食堂及び補食堂を情報交流スペース及び本件宿舍の管理事務所に、また、1階の喫煙室、1階及び5階の倉庫を情報交流スペースに変更するというものであり、食堂及び補食堂については室内にキッチンがあることや祝日及び夜間は施錠されていること等もあり当初から利用の実態がないこと、また、喫煙室及び倉庫についてはその有効活用を図るものとして、交付要綱に基づき、平成15年12月25日奈良県指令国際第179号により変更承認（以下「本件変更承認」という。）を行った。</p> <p>なお、協会の建設奨励金については、先に提出された申請書の追加修正の上、再度、平成17年2月2日に本件センターから変更承認申請書が提出され、同月4日、協会から本件センターに対して、本件変更承認と同様の使用内容を建設奨励金の交付対象として認める旨の承認がなされた。</p> <p>(3) 本件宿舍の使用状況について</p> <p>監査対象部局が確認したところによると、現在の使用状況は次のとおりであった。</p> <p>① 情報交流スペースについては、留学生のための日本語教室、子どもライブラリー及び地域住民との交流の場とされていた。また、管理事務所については、留学生に関する事務及び相談業務のみがなされていた。</p>
--	---

② 留学生専用居室部分については、単身者用居室1室及び世帯用居室1室のみが空室となっており、これについては、入居募集が行われていた。また、平成17年2月3日、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、本件宿舍の使用状況について現地確認及び本件センターから事情聴取を行った結果は次のとおりであった。

① 情報交流スペースについては、留学生と日本人、あるいは留学生同士のコミュニケーションを図るためのスペースとしているとされており、また、管理事務所については、複数の職員を配置し、本件宿舍の管理や入居者の相談等の業務を行っていることであった。そして、机や資料等の配置状況からも、本件変更承認の内容と異なる使用がなされているという事実は確認されなかった。

② 居室部分については、監査対象部局からの報告どおりの入居状況であることが確認された。なお、日本人学生が1名入居しており、これについては、協会の運用基準（平成15年5月12日制定）により、協会の留学生宿舍建設奨励事業による留学生宿舍について居室数の20%までは、留学生の日常生活上の指導・助言等を行うチューターとして日本人学生の入居が認められていることによるものであり、監査対象部局によると、平成17年2月2日に協会の了解が得られていることであった。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

本県においては、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関し共通する事項を定めるものとして「奈良県補助金等交付規則」（平成8年奈良県規則第8号。以下「交付規則」という。）が制定されているところ、同規則において、補助事業により取得した財産について、補助事業者は、知事の承認を受けず、補助金の交付目的に反して使用してはならないとされている（第20条）。そして、知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の額の確定があった後に

においても、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ（第15条第1項及び第3項）、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとされている（第16条第1項）。

したがって、本件宿舍が、知事の承認を受けずに本件補助金の交付目的に反して使用されれば、交付規則の規定に違反しているとして、本件補助金の交付決定の取消の対象となりうるものであり、交付決定が取り消されたときは、既に交付されている本件補助金の返還が命ぜられることとなる。

そこで、本件補助金について、県が交付決定を取り消して返還請求を行うことを違法不当に怠っているかどうかについて、以下に検討する。

本件補助金については、交付要件、対象経費等手続上の細目に関し交付要綱が定められており、同要綱の趣旨から、その交付目的は、留学生等に良質で低廉な留学生宿舍を提供することにより、留学生の勉学及び生活を支援するとともに、留学生と地域住民との交流の場を作り、地域の国際化を推進することであると認められる。また、交付要綱第6において、本件補助金の交付決定に係る補助事業の内容又は経費の配分の変更の承認について規定されている。

本件宿舍については、前記第3の4(2)のとおり、前回の監査結果を受けてなされた指導の結果、本件補助金の交付目的に照らし是正すべきところは是正の上、その他については、使用の実態を考慮し、さらに留学生の利便の向上を図るという観点から、情報交流スペース及び管理事務所として、事後的にはあるが、交付要綱第6に基づいて本件変更承認がなされており、また、協会においても同様の使用内容が交付対象として承認されている。

ところで、補助事業者の義務違反があった場合に交付決定を取り消すかまたは交付決定を取り消さずには是正の措置を講じるかということは知事の裁量に属する事項であるが、補助金の交付決定の取消権の行使については、補助事業者の義務違反があるというだけで直ちにこれを行い得るものと解すべきではなく、補助目的達成の可否について補助関係の全過程を通じて総合的に判定し、補助金交付の所期の目的を達成することが困難となった時点において初めてその取消権を行使すべきものと解するのが相当であるとされている。

上記の観点から本件についてみると、本件補助金の交付目的にそぐわない点については指導等により是正しうるものであったことから、県が本件補助金の交付決定

を取り消さず、是正の指導を行い、その上で本件変更承認を行ったことについては、裁量の逸脱濫用に当たるとはいえない。

本件宿舍の現在の使用状況については、前記第3の4(3)のとおり、当初の交付決定及び本件変更承認どおりであると認められることから判断すると、およそ本件補助金の交付目的の達成が困難となっているとは認められないことから、本件補助金について、県は交付決定を取り消して返還請求を行うことを違法不当に怠っているとはいえない。

監査結果は以上のとおりであるが、県においては、本件補助金の交付目的の達成という観点から、また、再度同様の住民監査請求がなされたことにも鑑み、協会との緊密な連携のもと、協会への変更承認申請の内容を踏まえ、入居状況についてもその把握に努めた確かな事務処理を行うとともに、情報交流スペースの有効活用を図ること等に留意し、交付要綱の趣旨に則した本件宿舍の管理運営が行われるよう、本件センターの指導監督にあたられたい。



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一一三一一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一一三五七七二二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。